

3 障福第 3 7 1 号
令和 3 年 6 月 2 8 日

県指定障害福祉サービス等事業所代表者 様

長崎県障害福祉課長
(公 印 省 略)

同一敷地内で複数事業所が一又は複数の指定障害福祉サービス
(指定通所支援を含む。)を実施する場合の取扱いについて (通知)

平素より、本県の障害福祉施策推進にご協力を賜り厚く感謝申し上げます。

さて、このことについて、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業所等の人員、設備及び運営に関する基準について (平成 18 年 12 月 6 日障発第 1206001 号)」及び「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について (平成 24 年 3 月 30 日障発第 0330 第 12 号)」(以下、「解釈通知」という。)の規定に基づいて運営いただいているところですが、同一建物の中で複数の事業所として取り扱う場合について、このたび改めて本県における考え方を示いたしますので、関係事業所におかれましては、ご確認いただきますようお願いいたします。

記

1. 考え方

同一敷地内において、同一法人による複数の事業所が一又は複数の指定障害福祉サービス (指定通所支援を含む。以下、同じ) を実施する場合 (※) については、一の指定障害福祉サービス事業所又は一が多機能型事業所として取り扱う。

(※) 例としては、同一法人が同一敷地内で放課後等デイサービスを複数の事業所として提供する場合など。

同一敷地とは「下記の①から④について、1以上該当しない状況で、一又は複数の指定障害福祉サービスを実施する当該事業所の設備及び敷地」とする。

そのため、同一建物において、同一法人による複数の事業所が一又は複数の指定障害福祉サービスを実施する場合、下記の①から④の全てに該当する場合は、複数の事業所として取り扱うことが可能である。

記

- ①利用者が一方の事業所の利用中に他方の事業所も利用する等、複数の事業所による一体的な指定障害福祉サービスを実施していない。
- ②人員に関する基準及び運営に関する基準上で必要な人員を各々の事業所に配置し、また、複数の事業所に配置される職員については勤務体制を明確に分け、相互の不足を補い合うことは一切ない。
- ③設備に関する基準上必要な設備は各々の事業所に整備し、共用することはない。
- ④各々の事業所の出入口は別で、A事業所を通ることなくB事業所に行くことができる。また、例えば1階のA事業所と2階のB事業所が、事業所の中の階段等でつながっていない等、設備の独立性が確保できている。

2. 留意事項

- (1)「同一敷地」の判断については、厚生労働省が「指定権者の裁量」である旨の見解を示しています。
- (2)本通知は従来の考え方を改めてお知らせするものであり、従来の取扱いを変えるものではありません。
- (3)「1.」①から④は、事業所の適切な支援及び同一敷地における最低限の環境を確保するためのものであり、標準モデルをお示しするものではありません。
- (4)複数の事業所として指定障害福祉サービスを実施しているにもかかわらず、一つの事業所として指定障害福祉サービスを実施していると利用者やそのご家族等から誤認されることがないように、日頃からの適切な支援や説明並びに環境整備を引き続きお願いいたします。
- (5)共同生活援助の立地については、解釈通知第十五の2(1)において、「地域との交流を図ることによる社会との連帯を確保する観点から、入所施設や病院の敷地内に立地されるのではなく」と規定されているため、本件の考え方とは別に判断することになります。

担当：長崎県障害福祉課 自立就労支援班 各サービス担当

TEL：095-895-2455

FAX：095-823-5082

e-mail: shougai Fukusi-jiritusien@pref.nagasaki.lg.jp

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業所等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 18 年 12 月 6 日障発第 1206001 号）【抜粋】

第二 総論

1 事業者指定の単位について

(4) 同一法人による複数の事業所が一又は複数の指定障害福祉サービス（指定通所支援を含む。以下この項において同じ。）を実施する場合の取扱いについて

同一敷地内において複数の事業所が一又は複数の指定障害福祉サービスを実施する場合については、一の指定障害福祉サービス事業所又は一の多機能型事業所として取り扱うこと。なお、特定旧法指定施設に係る例外的な取扱いについては、(5)を参照されたい。

また、同一法人による複数の事業所が複数の指定障害福祉サービスを異なる場所で実施する場合は、(1)の①のイ及びウ並びに②の要件を満たしている場合は、一の多機能型事業所として取り扱うことが可能である。

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 24 年 3 月 30 日障発第 0330 第 12 号）【抜粋】

第二 総論

1 事業者指定の単位について

(3) 同一法人による複数の事業所が一又は複数の指定通所支援を実施する場合の取扱いについて

同一敷地内において複数の事業所が一又は複数の指定障害福祉サービスを実施する場合については、一の指定障害福祉サービス事業所又は一の多機能型事業所として取り扱うこと。また、同一法人による複数の事業所が複数の指定通所支援を異なる場所で実施する場合は、次の①及び②の要件を満たしている場合は、一の多機能型事業所として取り扱うことが可能である。ただし、平成 24 年 3 月 31 日において指定を受けている事業所が障害児通所支援事業所へ移行する場合であって、移行後においても、それぞれの事業所ごとに運営が完全に独立しているときは、それぞれの事業所として取り扱うことができる。なお、独立した事業所としての判断基準は③のとおりである。

①及び② 中略

③ 独立した事業所としての判断基準

ア サービスの提供が一体的に行われていない。

イ 事業所ごとに必要とされる従業員が確保されている。

ウ 事業所ごとに必要な設備が備えられている。(ただし、レクリエーション等を行う遊戯室など、サービス提供に直接的な関わりのない設備については、共用して差し支えない。)